

八日午後一時茶話會開催は非公衆の出席者あり而會は煙草會
 議會幹事（ハハ）の委員の干渉は其の第一（鐵則）の干渉は
 業員が委員の同一の議案に前議案を著しく得ず茶
 話會の改革意見を以て煙草會より提出せられたる議案
 字の附置に依り常務の特派員會長の聯合士員來て特派員の不
 満を代表し一言を述べたが因に常務員より十日午前十時議案分派を自
 己の早急の解決を請ふべく重役會を招き大に結果抽籤並に常務の
 提する不附置の議案を以て議案の困難を呈する結果常務會幹事
 自第一對を受けたる吉田専務は本等議の根本原因を常務會
 議一貫するところを「茶話會」
 による結果中第一例三十分等議案と同専務の議案を附置して自
 吉田専務が突進の議案の豫るる結果の善後論を「」と提議して後

財團協調會福岡出張所
 福岡協調會福岡出張所

財團協調會福岡出張所

提出したる處専務は其の内容に就いて社長と協議をなし同日午
 后十一時自宅にて再茶話會幹事並に従業員代表と會見し折衝し
 たるも意見一致せず午前二時一應會見を打切り散會した。
 かくて容易に妥協成らず争議團は不参加連轉手の自發的退職を
 促す一方更に要求項目追加を欺願する等漸次悪化の傾向にある
 を以て十一日吉田専務は争議團に對し解決方一任を懇請したる
 處争議團も之を承認し改めて欺願書提出したのである。
 同専務は十二日午後重役會を開き自己の解決案を説明し重役一
 同の賛成を得同日午後十時従業員側三十五名と會社側社長外八
 名が會見し種々折衝の結果會社側の大譲歩により左記條件を以
 て解決するに至り同十一時半散會したのである。

十二 解決條件

1、今後は大いに考慮し善處する